

『国境警備隊』を創設せよ！

完璧なナショナル・セキュリティーシステムの構築を急げ！

【ただちに尖閣諸島に警察部隊を常駐させよ！】

平成二十二年九月、尖閣沖で中国の海上民兵らしき漁船が海保巡視船に体当たり攻撃を仕掛けてからというもの、我が国では領土・領海の防衛に関して「海保を充実させるべきである」「自衛隊を増強すべきである」「領域警備法を制定すべきである」「憲法を改正して軍隊を保有すべきである」等の議論が百出している。これに対し、沖縄返還協定締結四十周年の平成二十三年六月十七日には、尖閣諸島の領有権を主張する中国大陸、香港、マカオ、台湾等の保釣運動団体が抗議船を尖閣諸島海域に集結させるように計画している。この計画を承知した日本政府は、平成二十三年二月一日「尖閣諸島の領有権に関する独自の主張を行うことを目的として、同諸島周辺の我が国領海内への不法な侵入等を試みる外国人が乗り込んだ外国船舶に対しては、同諸島に関する我が国の一貫した立場に基づき、海上保安庁が関係省庁と連携しながら、情勢に応じて警備体制を強化するなどにより、当該船舶の領海内への侵入阻止、領海内に侵入した当該船舶の領海外への排除など、必要な警備を厳正かつ適切に実施する」と答弁している。政府は今もってこの答弁に関して目に見える対応策をとっていないが、目前に迫る尖閣諸島の危機的状況を考慮すれば、今は領土・領海に関する論争に巻き込まれて時間を割くことなく、すぐに出来ることから着手すべきである。それは、尖閣諸島の国有地化、「低潮線保全・拠点施設整備法」に基づく特定離島への指定、応急的な港湾や常駐施設の設置、石垣市職員・入国管理局職員・海保職員とこれを警護する沖縄県警の“常駐”である。この中でも最も優先すべきことは、不法入国者を現行犯逮捕できる最小限の人員、特に警察部隊を“常駐”させることだ。この際、警察部隊は警察比例の原則に則った迅速機敏な対応が可能なように、沖縄県警機動隊の他、機関拳銃や狙撃銃を装備した銃器対策部隊を派遣する必要があり、さらに所要の特殊部隊（SAT）を輸送ヘリとともに石垣島に待

機させておくことになろう。この際、自衛隊はプレハブ施設や野外トイレ、その他の物資のヘリ空輸を支援する他は、直接表面に出てくることは無いだろう。

間違っても、現段階では陸上自衛隊を尖閣諸島に直接配備するべきではない。さもないと、日本は国家としての面目が丸潰れになるだろう。戦後の日本が抱えてきた矛盾と欺瞞に満ちた防衛体制をさらけ出すことになるからだ。

【陸上自衛隊を配備すべきでない二つの理由】

中国漁船が海保巡視船に衝突して以来、「早急に陸自を尖閣諸島に配備せよ。」との声が上がっている。しかし、筆者は可能性と必要性の二つの理由からこの意見には賛同できない。まず、可能性から言えば、現行法制上から陸上自衛隊は尖閣諸島に派遣できないし、野戦部隊という組織の体質上、この組織が未来永劫「常駐」することはない。

現状では領域警備任務も法制化されていないので、何らかの事態が発生する以前に陸上自衛隊が尖閣諸島に所在する根拠は「教育訓練」以外には無い。これでは、漁民に扮した海上民兵が上陸しても職務質問一つ出来ない。さらに、明らかな武装勢力が上陸しても治安出動か防衛出動命令が下令されるまで、現場指揮官の判断ではいかなる武力行使もできない。各隊員が個人の正当防衛・緊急避難や武器等防護のために必要最小限の武器使用ができるだけであり、これは軍隊組織でも何でも無い。このように、「自衛隊法」が改正され、「領域警備法」が制定されて新たな任務が与えられない限り、尖閣にいる自衛官は、対馬の陸自部隊のように「離島警備訓練」を実施しているに過ぎない。現実には不法入国者や武装した海上民兵と遭遇しても何もできないのだから、隊員は見て見ぬふりをするしかない。全ての報告は「異状なし」以外は許されないことになる。これが武力紛争法など「国際法」を基準とし、事態に応じて常に実力を行使できる列国の軍隊ではなく、あくまで「国内法」を基準として実力を行使する“自衛隊”の悲しい性なのだ。それならば、むしろ防弾装甲車両や機関拳銃、狙撃銃などで武装した警察部隊を配置するほ

うが、現行法でも初動対処が可能であり、当面は国家としての格好が付く。

近い将来に領域警備法が制定され、平時から陸上自衛隊に領域警備任務を付与して尖閣諸島に配備したとしても、あくまでもPKOや災害派遣のように、やがては撤収することを前提とした応急的な行動に過ぎず、国民が期待している「常駐」にはならないだろう。陸自の師団・旅団等の戦闘部隊は外国の正規軍と戦う「国土防衛」を前提にして編成された「野戦部隊」であり、恒常的な「警戒・監視」を主任務とした組織とは異なる。また、沿岸監視隊はあるが、これも「監視」できるだけで、「警戒」の能力は無い。つまり、陸自を大幅に改編しない限り、所詮は目的外の「流用」に過ぎないのである。

次に、平時から「国境」に自衛隊という一見軍隊に見える組織を配置する必要もない。国境付近に軍隊が展開すると隣接国が侵攻を警戒して緊張状態を生み出しかねないので、各国は準軍事組織を配置して緩衝地帯としている。中国が尖閣付近に派遣しているのは、実態はどうあれ、その名称は「漁業監視船」「海洋調査船」である。また、正規軍どうしが対峙している朝鮮半島の三八度線は、国境線ではなく「停戦ライン」である。このように、国境には軍隊を置かずに国境警備に適した別組織を置く。これが、世界の常識である。危機が迫るとはいえ、あくまでも今は「平時」であるから、日本も国境離島に配置するのは武装警察部隊でよい。

【島国日本にとって「国境」とは】

侵入を明確に拒否できる陸地上の明確な一本の「地線」と異なり、各国の無害通航権が存在する海上での「国境」は、その概念が複雑である。海上の「国境線」として、排他的経済水域（EEZ）の境界及び領海の外縁があり、また、海と陸の境界である海岸線（汀線）も最終的な「国境線」と捉える必要がある。これらは「第一海上国境」「第二海上国境」及び「汀線国境」とでも称すべきであろうか。

このような海洋の国境をいかなる手段で警備するかについては各国で異なるが、先進国の中で軍隊が海洋国境を警備するのは、長年ソ連潜水艦の脅威

にさらされてきたスウェーデンぐらいであり、それ以外の国では軽武装の準軍事組織による警備が一般的である。例えば、米国や英国では沿岸警備隊、ロシアでは国境警備隊、韓国では海洋警察庁、台湾では海岸防巡署、そして日本では海上保安庁が領海侵犯に対応している。重要なポイントは、ここに挙げた軽武装組織の中で、艦船のみならず島嶼や海岸線に配置するための地上部隊まで有しているのが、ロシア、韓国、台湾、そして中国であるということだ。なお、領空の警備については、いずれの国も空軍が全て対応している。

戦後65年間、日本人は「国境」という概念に触れることをあえて避けてきたところがある。領海やEEZについても漁業や地下資源など海洋開発の観点からのみ法整備が進められ、国防や国境警備の観点からの法整備は放置されている。それは、北方領土や竹島のように、我が国の国境内に他国による「不法占拠」状態が存在しており、政府が毅然としてこれに対処しようという努力を怠ってきたからに他ならない。こうした領土問題を抱える以上は、国境線とは別に「紛争回避線」のような、あくまで一時的な線を引くとともに、国境警備体制を確立した上でロシア及び韓国との間で「国境線画定交渉」を進める必要がある。国家として執るべき体制をとらず、いくら声高に領有権を主張したところで、所詮、“負け犬の遠吠え”である。

【陸海統合武装警察組織『国境警備隊』構想】

筆者はかねて日本も、ロシア、韓国、台湾のような国境警備組織を創設すべきだと考えている。海上保安庁に陸自部隊と海自艦隊の一部を合体させて『国境警備隊』とするのである。最終的には、陸上自衛隊の編成定員15.5万人（常備14.8万人、即応予備7千人）中の常備7.5万と海上自衛隊の地方隊を海上保安庁と一体化する。まず一～二年以内には「海上国境」の警備体制に万全を期すとともに、尖閣諸島や与那国島、対馬、沖ノ鳥島、南鳥島といった国境離島を優先して部隊を配備する。その後、数年かけて全国の離島や本土の「汀線国境」の警備体制を完成させるのである。

『国境警備隊』は、海上警備隊、陸上警備隊及び航空隊から成り、その主要任務は「国境の警戒・監視」「領海・領土侵犯対処」「不法操業、不法出入国、密輸の取り締まり」「緊急時における沿岸重要施設・物件の警備」「領域内における国民の生命・財産の保護」である。このため、偵察衛星、高高度偵察飛行船、海中センサー、暗視カメラや監視哨（目視・レーダー）など各種手段による監視網と、巡視船・巡視艦、無人偵察機、無人潜航艇や車両巡察などによる警戒、そして中央の警戒監視統制センターで、二十四時間の国境警備体制を維持する。これにより、島国日本の完璧なナショナル・セキュリティシステムを構築するのである。

国境警備庁は防衛省とは別組織であるが、大規模な武力侵攻事態に際しては防衛大臣の指揮下に入る。ただし、国境警備情報については、常に防衛省の統合ターゲティング（射撃目標管理）システムにリンクしている。これにより、我が国に武力侵攻するあらゆる形態の敵に対して常に正確な目標情報を取ることができ、必要とあれば、そこに精密誘導の爆弾やミサイルがピンポイントで飛んで来て、百発百中で撃破する。このように『国境警備隊』は、平時と有事を問わず我が国の「前哨線」を構成して、タイムリーに自衛隊が必要とする目標情報をキャッチすることにもなる。

国境警備官は特別職国家公務員であり、平時から「武装警察」としての武器使用権限を持つが、武器の使用については「警察比例の原則」が準用される。したがって、逮捕する際の武器使用は「合理的かつ必要な範囲」に限定され、正当防衛以外には殺傷してはならない。また、海上警備隊による不審船に対する強制停船手続きは、「国境警備マニュアル」で細かく定められている。領海内に不法侵入した船が停船命令を無視した場合、追い越しや使用できるすべての信号方法を用いて停船を命じ、応じない場合は船舶周辺に警告射撃を三回実施する。それでも無視して逃走する時には、船を沈没させず、人を傷つけない範囲でエンジンなどへの船体射撃ができる。これらは、国際水準的にも常識的な対応である。

陸上警備隊が装備できる武器は、拳銃、小銃、機関銃等の個人携行火器、

車載機関砲等の「直接照準火器」までとし、迫撃砲、榴弾砲等の「間接照準火器」は保有しない。また、車両や武器・装具等は、全て陸自と同一の仕様・型式として、調達や補給・整備の効率性を追求するとともに、それらの教育を自衛隊に委託する。兵站、医療・衛生、港湾・飛行場等の施設についても可能な限り自衛隊と共同使用することにより、所要経費を縮減する。このように、『国境警備隊』は、既存の組織を合憲的に組み替えて創設するので、新たな予算を必要とするのは主として警戒・監視システムの構築だけである。偵察衛星や水中センサーなどの監視網を整える経費は、領域の保全と国民の安全を考慮すれば、子ども手当よりはるかに安いものであろう。また、各国の「徴兵制」を真似て、全ての成年男子の義務（「農・林業」か「国境警備」を選択して1～2年程度）とすれば、人件費を抑えられるだけでなく、国籍法や外国人参政権の問題も一挙に解決できる。

【陸上・海上自衛隊はどうなるのか】

『国境警備隊』の創設は、日本の防衛力を削減するのではなく、むしろ大規模な武力侵攻に対しては、実質的に戦力が増強されることになる。まず、北朝鮮のゲリラ・コマンドが侵攻してきた場合には、『国境警備隊』が水際でこれに対処するので、その警戒・監視の網を潜り抜けた敵だけを陸自と警察の銃器対策部隊が共同対処すればよい。

大規模な武力侵攻事態に関しては、これからの時代は防空ミサイル網、敵航空・ミサイル基地を叩く航空戦力、“海の忍者”潜水艦、そして百発百中の高精度ミサイルが大いに活躍することになるため、敵陸軍との国土戦を前提にして編成された陸上兵力の全てを常備として保持するのは非効率である。

「八」万という末広がりな平時編成定員に、最小限6万程度の予備役をもって、有事編成定員14万の兵力を持てばよい。かつて、我が国に侵攻してきた最大勢力は、弘安の役での蒙古軍14万である。さらに、10万でも20万でも可能な限り予備役を増やせば、有事編成定員が拡大し、それだけ「抑止力」が増大する。列国のように、年一回しっかりした「予備役動員訓練」

をやり、所属部隊と職務を徹底しておけば、あとは年間五日の招集訓練で十分であろう。日本の若者の能力は捨てたものではない。こうして国民の防衛への参加を拡大すればするほど、陸自はより国民と一体の組織になる。平時編成定員8万については、最新鋭の戦闘部隊を北海道に置く他、国外における国民の生命・財産の保護や邦人奪回のための部隊、離島奪回のための海兵部隊を主体に編成されることになろう。地对艦ミサイル部隊や対空ミサイル部隊は、空自のミサイル部隊と合体して、「ミサイル自衛隊」にすれば、将来の「戦略ミサイル軍」の基盤もできる。

海上自衛隊の大湊、横須賀、舞鶴、呉、佐世保の五個地方隊は、海上保安庁と合体して『国境警備隊』の海上警備隊となり、これまで海域の警備に任じていた二つの組織が一元化される。日本の排他的経済水域（EEZ）の広さは四四七万平方キロメートルであり、世界で六番目である。しかし、その広大な海域の警備にあたる海上保安庁の人員は1.2万人、装備は巡視船121隻、巡視艇234隻、航空機27機などであまりにも貧弱であり、巡視船の倍増が不可欠である。船を倍増すればそれに応じて船乗りも必要になる。長年防衛費が抑制された影響で地方隊の護衛艦が無くなってしまった海自にとって、これはチャンスではないか。『国境警備隊』は、大規模な武力侵攻事態に際しては防衛大臣の指揮下に入るものであり、有事に船は確実に増える。それを見越して平素から同一周波数の無線を使用した共同訓練を定期的に行っておく必要があるだろう。

海自は自衛艦隊をもって米国第七艦隊との共同関係を維持し、米海軍を西太平洋に引きつけておくことにより、東アジアの軍事バランスに寄与すべきであろう。たとえ空母を持たなくとも、『国境警備隊』によって完璧に警備された離島に航空基地を整備していけば、それだけ「不沈空母」が増えていく。

【おわりに】

戦後日本の本質的な矛盾が噴出している今、既存の事柄からものを判断していたのでは、先に進めない。昭和二十年八月十五日という“ふりだし”に

戻るつもりで、発想を大きく転換すべきだ。島国日本への脅威は、常に海を越えてやって来る。

『国境警備隊』創設により、世界で六番目の広さの海洋面積を有する日本に相応しい海上警察能力を持つことができ、大陸や半島の混乱に際して避難民が大量に発生した場合にも、有効に対処できる。そして、北朝鮮による日本人の拉致を防ぎ、ゲリラ・コマンドから海・空自や米軍の基地を安全化するため、日米安保の信頼性も向上する。すぐれた情報収集能力で、大規模な武力侵攻事態や大津波のような自然災害にも今よりはるかに有効に対処できる。

そして、極めつきは、憲法改正論議とは切り離して、速やかに領域の安全を確保できることだ。『国境警備隊』は「軍隊」ではないので、現行憲法を改正する必要は無い。もちろん、憲法改正による自衛隊の国軍化は、これからの日本が世界を牽引していくリーダー国になるために避けて通れない課題である。それだけに憲法九条だけを改正して「自衛隊」を「自衛軍」にするといった付け焼き刃ではなく、統帥権のあり方や核武装をも考慮した軍種の区分、民間防衛など、幅広い議論を経ての「再軍備」でなければ、日本が真の独立主権国家に再生することはないだろう。しかし、それには早くとも数年間の猶予が必要だ。

祖国日本再生のためには、「憲法改正と再軍備への努力」と「国境警備体制の確立」、この二つを同時並行的に進めていかなければ、どちらも手遅れになるのだ。

我が国に対するあらゆる侵略を未然に抑止し、かつ有効に対処する『国境警備隊』は、日本人の叡智と技術をフル回転すれば絶対に創設できる。それは「日本と日本人は、日本人の手で守る」という意識をいかにして強固なものにできるか、にかかっているのである。

(雑誌「正論」平成23年6月号掲載「尖閣防衛は国境警備隊で」を一部加筆修正)